

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和4年1月27日（木） 13時00分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状を贈呈します

質疑事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症における県立学校の対応について
- ・ 県立学校におけるいじめの重大事態への対応について
- ・ 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案について

発表項目

○令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状を贈呈します

本日1件、説明をさせていただきます。

令和3年度職場体験等受入事業者の方に対する三重県教育委員会の感謝状を贈呈するというものであります。小中学生の職場体験、それから、高校生のインターンシップ等により、児童生徒の勤労観・職業感の育成、あるいは学習意欲の向上に顕著な功績を上げていただきました事業所様に対して、三重県教育委員会から感謝状及び特別感謝状を贈呈しようとするものです。

日時は、令和4年2月15日10時15分からです。方法はオンラインによる開催となり、昨年度もそうでした。

内容としては、(1)の令和3年度の職場体験等受入事業所の三重県教育委員会の感謝状です。これは連続5年以上インターンシップを受け入れていただくなど、学校のキャリア教育の推進に貢献していただいた事業所様に対して感謝状を贈呈するものです。感謝状は、職場体験、それからインターンシップ等部門とデュアルシステム部門の2つの部門に分けて贈呈をいたします。職場体験・インターンシップ等部門は、そこに記載させていただいてある通り22の事業所です。それからデュアルシステム部門は、これも記載の通り6つの事業所様です。

それから次の(2)番ですけれども、三重県教育委員会特別感謝状として、「みえの人づくり応援隊」ということで、11事業所様に贈呈をいたします。これは以前に感謝状の贈呈を受けてから連続して10年インターンシップを受け入れていただくなど、長年にわたりみえの人づくり応援隊としてキャリア教育に貢献いただいた事業所様に、特別感謝状とそれから高校生が制作いたしました記念品を贈呈するものです。この記念品は、工業学科の生徒がレーザー加工でアクリルプレートに事業所名を入れて木材を加工した台座に立てていた

だけの記念プレートであります。11 事業所はそこに記載をさせていただいた通りでございます。

私からは以上です。よろしくお願いいたします。

発表項目に関する質疑

○令和3年度職場体験等受入事業所三重県教育委員会感謝状を贈呈します

(質) このインターンシップとか職場体験って、例えば今年度とか前年度、昨年度ってその例えばコロナ禍の影響とかっていうのってどの程度受けてる。

(答) 件数があれば後から出しますけれども、昨年度もおっしゃるように今年度もコロナの中で従前のような計画通り、実際に職場に行っていくことができにくいという状況がございます。それで、この表彰に関しては、5年以上とかそういう規定があるんですけども、令和2年度と令和3年度につきましては、あらかじめ計画をしていたんですけども、やむを得ずコロナになって実施が困難となった場合も5年に含めて感謝状を贈呈させていただくということにしております。インターンシップとかの状況はもうちょっとわかりますか。

(答 高校教育課長) はい。令和元年度はおっしゃっていただくように、ほぼすべての学校でインターンシップ等実施させていただいておりましたが、令和2年度は40%ぐらいまで実施できて、他はちょっと難しかったということです。今年度も、現時点では46%ぐらいが実施できて、あとはちょっとできていないという状況があります。

(質) それは、学校側が控えますっていうのか、企業さん側がちょっと控えて欲しいって、両方あるんですかね。

(答 高校教育課長) 両方ですね。

その他の項目に関する質疑

○新型コロナウイルス感染症における県立学校の対応について

(質) コロナの関連なのですが、子どもさんが感染される例が多くなってきているように思うんですが、まん延防止が適用された時の通知から学校の対応として踏み込むような考えとかありますか。

(答) 現状としては、まん延防止の時に県立学校でしたら県立学校に示した内容をきちんと徹底するというのを今やっております。市町にもその旨は参考にと伝えさせていただいています。感染の対応としてその通知にも書かせていただいておりますが、例えば家族の方が少し発熱までいかななくても具合が悪いというような状況があったら、子どもさんの出席を控えていただくということも書いてあります。それから、検査の結果、陽性が確認された場合とか、それから濃厚接触者を特定する場合に、保健所と今まで以上に意思疎通をしっかりとしながら、濃厚接触者になっていない子どもたちへの学校としての健康状況の把握とか健康観察を、丁寧に学校の中でさせていただいているというところです。

(質) 第5波の時は、途中から緊急事態になりましたが、まん延防止期間に分散登校とかに変えられていた記憶があるんですが。時期が緊急事態より前だったような。

(答) ほぼほぼ近接していてそのことが見えていた時期であったと思います。今回については、これは以前からなんですけど、今、分散登校をすることを決めたわけではないですが、例えば分散登校をすることになった場合に、すぐに対応できるようなカリキュラムも必要ですし、例えばオンライン学習についてもやはり準備が必要ですので、各県立学校には少し前から場合によってそういった時でも円滑に対応できるように指示はしております。それは第5波の9月に夏季休業明けの時にもそのような対応を、実際に分散登校なりオンライン学習を対応した経験を踏まえて、より円滑にいくようにということで、そのような状況で各学校には指示をしている状況です。

○県立学校におけるいじめの重大事態への対応について

(質) 明後日ですかね、いじめ審議会があると思いますが、さっき知事会見でも多少出ていて、会議自体は非公開ですけど、その後取材対応とかってあるんですか。

(答) 委員さんの日程を調整させていただいて、29日の18時からという形ですが、終了後会長の方から取材対応等をさせていただきたいと思っております。事務局も同席させていただきましても、そういうふうを考えております。

○新型コロナウイルス感染症における県立学校の対応について

(質) 分散登校についてですが、各学校に対策を指示しているということですが、分散登校に指示を出す基準みたいなものはあるんですか。

(答) 全国的に例えば文部科学省の年明けの通知の中で、できる限り学校での学びを継続できるよう通知が出ています。一方で感染者とか濃厚接触者の対応とか、保健所なりの指示や学校医さんのアドバイスで対応をしているんですが、そういう中で三重県のこれからの感染者の状況とか医療のひっ迫とか、医療の対応の状況とか、医療保健部にもそういう状況とか、それを踏まえて県全体として更に今の対応より県民の皆さんも含めて対応をされるというような状況があった時にまた判断をする必要があると思っておりますし、その時に備えてそれをいつの時点か県教育委員会では決められないんですが、そうしたことが生じてくることがあれば円滑に対応できるよう体制を整えることをさせていただいています。

○三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案について

(質) 議案にある鈴鹿青少年センター条例について、42号というのは一体なのか、別のものなのでしょうか。

(答) 議案としては別々なんですけれども、41号は、民間の資金を活用した、いわゆるPFI法の枠組みの中で民間の活力を活用した整備と運用をしていくということですので、

法律上PFI法に基づく特定事業契約の締結と、42号は公の施設としての指定管理者の指定でございますので、それを分ける形で別々のものとなります。

(質) 40号とはPFI方式にしますよということなんですか。

(答) 40号はセンター条例の一部改正ですので、PFI方式というか今回事業者の提案とかを受けて、それに応じた必要な条例の内容を改正するというものです。

○県立学校におけるいじめの重大事態への対応について

(質) もう1点、ごめんなさい。今日、一部の報道さんでもあった、前に高校生の方がいじめ重大事態で、親御さんがお願いしていたのに対応が遅れたケースの、中学校でも似たような状態があったという話については、県教委としては、これは中学時代のそのなんて言うんでしょう、中学がどういう対応してるかとか、そういうのは県教委としては特に把握はされてなかったんですか。

(答) 高校におけるいじめの重大事態の調査において、保護者さん等のご要請も、当然ご意見も踏まえて、高校における内容の調査に加えて、中学校の時の部分についても、調査委員会において、一定の確認がされております。それで私どもの方も、調査報告書という形で受けておりますので、そういう中において、我々も認識している部分っていうのはございます。

(質) この中学時代に、リアルタイムで県教委の方に何か話が、中学校なり市教委から何らかこの件についてやりとりがあったっていうものではないですか。

(答) 中学時代にですか。

(質) はい。

(答) それはどうですか。

(答 生徒指導課) リアルタイムで中学校の時に、こちらから市教委の方から何なりがあって、対応していたということではありません。

(質) 後で高校になってその子のことが分かった時に、いろいろ見ていったら中学校でもいじめがあったんだねっていうことが県教委の方もわかれたってことなんですか。

(答 生徒指導課) そうですね。はい。

(質) なるほど。わかりました。

(質) いじめの関係で、報告書を公表する方向でというお話があると思うんですが、大体目途としていつぐらいを想定してるのかっていうと。

(答) ちょっと今、目途はここでなかなか申し上げにくいんですけども、今の状況としては、個人情報というか、それに関わる部分も報告書の中身はございますので、三重県の個人情報保護条例に照らして、どういうふうな内容を公表するのがいいかということ、今検討作業をしているところです。それで、あと保護者の方、被害生徒さん等に公表する内容について調整というか、やりとりをさせていただいた上で、公表していくということになりますので、今はそういった状況であるということで、ちょっと今、この場で、どの時

点でということは明確に申し上げられないんですけども、そういう状況にあります。

(質) 報告書はそのものが公開されるわけではなくて、要はその個人情報とかを伏せながらやるのか、それとも報告書を踏まえて県教委の方で概要みたいな形で出すのかというのは。

(答) これまでの公表した部分については、この報告書そのものが全部公表というか、少し個人情報保護条例の対応で公表できない部分もあるかも知れませんが、その報告書そのものと、それから多分、概要という形をつけさせていただくかなと思っておりますけども、今までの件はそういうような形をさせていただきました。

(質) このタイミングで公表っていうのは、年末から報道があって公表するっていうことなのか。

(答) そこは、公表するにあたっては、その当事者の方々の、これは文部科学省のガイドライン上もそうなんですけれども、意向も踏まえるっていうことがございますので、その確認をしていて、そのお返事をいただいたのがちょうど12月半ばですかね。

(答 生徒指導課) はい、そうです。12月15日ということになりますので。

(答) ということですので、それはそれで以前からやりとりをさせていただいていたところですか。さっき、中学の時のことは、少し中学の時にも相談とかは少しあったんですかね。

(質 生徒指導課) そうですね。平成29年の時に、一度、保護者の方がお見えになってご相談をお受けしたことがあります。そのご相談の内容については該当の市教育委員会の方にお伝えさせていただいております。それから、もちろん県内29市町教育委員会とは一定情報共有しながらしておりますし、いじめの報告についても、その月にあった報告とか、そういうことは件数として情報共有させていただいたりはしておりますけども、個別の案件で、どれがどなたでっていうようなことまではわかりかねますので、この子が中学校の時にどういういじめを受けていたかというのは、その子だけに限ったことじゃないんですけども、詳細はわかりかねるところです。

(質) さっきのお話だと、平成29年に中学時代のその子のお宅が、県教委にご相談に1回来ているってことでいいんですね。確認ですけど。

(答 生徒指導課) そうです。

(質) それを、「こういう方が相談に来たよ。」っていうことを中学にお伝えされてるっていうことですか。

(答 生徒指導課) 市の教育委員会ですね。

(質) 市教委にっていうことですね。ただそういうのがいっぱいあるので、その後県教委から市教委に、「あの件はその後どうなりました。」っていうようなやりとりっていうのは特にされてないっていう、そういうことなんですか。

(答 生徒指導課) 確認はさせていただいたかと思うんですけど、ちょっとその辺が、今きちんと確認ができていまして、ちょっと申し上げられないです。

(質) わかりました。

(質) あと、重大事態の認定なんですけど、報道だと担任の先生から説明を受けたときに、被害者の生徒の方にとって不利になるみたいなお話があったっていうのがあるんですが、重大事態に認定されることっていうのは、要はその生徒さんに対して何らかの不利にあたるっていうことって今まであったんでしょうか。

(答 生徒指導課) 重大事態を認定するにあたってどのような手続きが進められていくかというのは、一般的には法に定められた手続きであったり、調査の進め方であったりとかっていうことは説明すると思いますけれども、それでその方が不利になるというようなことではないと思いますし、そのような説明をされたかどうかわかりませんが、ちょっと考えにくいのかなと。そういうことは一般的にはないです。不利になるということはずです。

(質) これ、どっちなのかわからないですけども、不利にならないというのであれば、例えば学校の先生側もその生徒に対して、そのように説明する必要があったのかなっていうふうに思うのと、あとそれは県教委の方から、重大事態にあたってとしても不利になるみたいなことではないというのを、学校の先生に周知する必要とかがあるのかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

(答 生徒指導課) 今回、担任の先生がご説明をされたかされてないかっていうこと自体はちょっと私どもは把握しておりませんが、きちんと法や国の示すガイドラインに則って、きちんと説明はすべきだとは思いますが、そういった中で誤った説明がないようにというようなことは、これまでも県立学校であったり市町教育委員会の方にも周知徹底は出してきていただいております。

(質) 今度の審議会では、こうした先生の対応というのものも、一応議題には入る予定なんですか。

(答 生徒指導課) 調査報告書の内容もちょっと踏まえさせていただいて、それで国の法律であったり、国の示すガイドラインであったりというものに則って、検証いただいておりますけれども、なかなか当事者の方の気持ちに寄り添った対応ができていなかったということに対して、私ども県教育委員会がどのような働きかけをすべきであったのかということについて、ご意見をいただくことになるのかなと思っております。

(質) 平成 29 年の時点で県教委の方に相談に保護者が来てるっていうのは、その時点で重大事態の認定みたいなものも求められていたんですか。

(答 生徒指導課) その時点で、中学校であったり、市教委であったりというところで、どんなやりとりがあったかというのは、正確にはわかりかねるところはあるんですけども、いじめを受けていて、なかなか対応がどうなっておるのかというようなことのご相談だったと思います。

(質) 念のためにもう一回確認の質問なんですけれど、リアルに中学生時代の時の、市教委から相談や対応はなかったけれども、そのご本人の保護者さんから県教委の方にご相談

はあったということは。
(答 生徒指導課) ありました。

以上、13時25分終了